

青森県公害防止条例施行規則の一部改正（案）の概要

令和7年2月
青森県環境エネルギー部環境保全課

1 水質汚濁に関する規制に係る改正

(1) 趣旨

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）では、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）で定める特定施設を設置する工場又は事業場の排水に対して、一律の排水基準（以下「一律基準」という。）を設定しています。

また、本県では、青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号。以下「条例」という。）により、法の規制対象とならない汚水発生源（汚水関係施設）を設置する工場又は事業場の排水に対して排水基準（以下「条例排水基準」という。）を設定しています。

令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）が公布され、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、以下「省令」という。）に定める一律基準の項目のうち「大腸菌群数」が、よりの確にふん便汚染を捉えることができる「大腸菌数」に改められ、令和7年4月1日から施行されることとなりました。

省令の改正を踏まえ、青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則63号。以下「規則」という。）に定める条例排水基準の見直しについて検討した結果、条例は法の排水規制を補うものであること、「大腸菌群数」はふん便汚染を的確に捉えることができないという問題があること等の理由から、省令と同様に、規則の一部を改正するものです。

(2) 改正案の概要

ア 規則第12条で定める条例排水基準の項目のうち、第12号の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

イ 別表第6の条例排水基準について、次のとおり改正します。

改正前（現行）	改正後
大腸菌群数	大腸菌数
許容限度：日間平均 3,000 個/cm ³	許容限度：日間平均 800 CFU/mL

※大腸菌数 800 CFU/mL は、大腸菌群数 3,000 個/cm³ に相当します。

2 騒音に関する規制に係る改正（静穏保持施設）

(1) 趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、介護老人保健施設を規定する条項が移動されたため、所要の改正を行うものです。

(2) 改正案の概要

規則第23条第1項で定める静穏保持施設のうち、第6号の「介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設」について、引用する条項を「第8条第28項」に改めます。

3 騒音に関する規制に係る改正（深夜における営業騒音の規制対象施設）

(1) 趣旨

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正により、喫茶店営業は飲食店営業と統合されたため、所要の改正を行うものです。

(2) 改正案の概要

規則第 24 条第 1 項で定める深夜における営業騒音の規制対象施設のうち、第 2 号の「食品衛生法施行令第 35 条第 2 号に規定する喫茶店営業の用に供する施設」を削り、同項第 3 号を第 2 号とします。

なお、飲食店営業の用に供する施設は、規則第 24 条第 1 項第 1 号において規制対象施設としているため、実質的な規制対象の変更はありません。

3 今後の予定

公布：令和 7 年 3 月下旬（予定）

施行：令和 7 年 4 月 1 日